人と地球のあいだに。

NOMASUNA

株式会社野間砂鉱業所

環境経営レポート

対象年度：2023年4月1日～2024年3月31日

発行：2024年　5月　31日

改訂：年月日

目次

1. 組織概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3～4

2. 許可内容、品目及び許可番号一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5～8

3. 中間処理施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

4. 保有車輌、重機及び設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

5. 有資格者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

6. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

7. 環境経営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

8. SDGs 宣言書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

9. 環境組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14～15

10. 環境経営目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16～17

11. 環境経営計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

12. 運用期間における、環境経営目標の実績・・・・・・・・・・・・・・・・19

13. 環境経営計画　項目別の評価と次年度への取組み・・・・・・・・・・・・20

14. 環境経営計画における主要な取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・21～23

15. 環境関連法規等の遵守状況及び違反・訴訟の有無・・・・・・・・・・・・24

16. 代表者による全体の評価と見直し結果・・・・・・・・・・・・・・・・・25

17. 環境に関する法改正等、周囲の動き・・・・・・・・・・・・・・・・・26～28

1. 組織概要

1) 事業所　㈱野間砂鉱業所

2) 代表者　都筑　章

3) 所在地　本社（駐車場：557.07 ㎡）
〒470 - 3233
愛知県知多郡美浜町大字奥田字石亀 237 番地の 1
ホームページ：http://www.nomasuna.co.jp
本社は登記上です。同住所に駐車場を保有しています。

営業事務所（210.78 ㎡）本社機能を保有
〒470 - 3233
愛知県知多郡美浜町大字奥田字石畑 23 番地
TEL：0569-87-0137　FAX：0569-87-2475

資材置き場（733 ㎡）
〒470 - 3233
愛知県知多郡美浜町大字奥田字石亀 144 番地 2

中間処理センター（1,913.90 ㎡）
〒477 - 0035
愛知県東海市元浜町 60 番地 5

4) 環境管理責任者　責任者氏名　鈴木　幹啓
連絡先　TEL：0569-87-0137　FAX：0569-87-2475
E-mail　mikihiro.suzuki@nomasuna.co.jp

5) 資本金　1,000 万円

6) 創業及び設立　1950 年 1 月 10 日　創業
1960 年 3 月 8 日　設立

7) 2023 年度　売上高　156,800 万円

8） 2023 年度の実績

処分量: 52,257.7t
収集運搬量：53,638.08t
特別管理産業廃棄物　収集運搬量：200.36t

9） 事業内容　　鋳造用硅砂・各種硅砂販売
産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物中間処理業
特別管理産業廃棄物収集運搬業
土壌汚染浄化に関するコンサルティング及び輸送事業
バイオマス固形燃料販売

10） 従業員数　　25 名（2024 年 5 月現在）

2. 許可内容、品目及び許可番号一覧

愛知県

許可の種類	許可品目	
産業廃棄物収集運搬業	燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。） 以上　12 品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）	
許可期日	許可番号	有効期限
2024 年 3 月 15 日	第 02300010116 号	2029 年 3 月 12 日

許可の種類	許可品目	
特別管理産業廃棄物 収集運搬業	特定有害鉱さい（カドミウム、鉛、6 価クロムを含むもの） 特定有害ダスト類（カドミウム、鉛、6 価クロムを含むもの） 以上　6 品目	
許可期日	許可番号	有効期限
2021 年 11 月 9 日	第 02350010116 号	2026 年 11 月 8 日

許可の種類	許可品目	
産業廃棄物処分業	鉱さい（水銀含有ばいじんを除く。） 以上　1 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）	
許可期日	許可番号	有効期限
2021 年 10 月 12 日	第 02320010116 号	2026 年 10 月 11 日

岐阜県

許可の種類	許可品目	
産業廃棄物収集運搬業	燃え殻、汚泥 上記2品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリート くず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び 陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類 上記8品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。 鉱さい、ばいじん 以上　12種類 上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、水銀含有ばいじん等 を除く。	
許可期日	許可番号	有効期限
2024年3月20日	第02100010116号	2029年3月19日

許可の種類	許可品目	
特別産業産業廃棄物 収集運搬業	特定有害鉱さい（カドミウム、鉛、6価クロムを含むもの） 特定有害ばいじん（カドミウム、鉛、6価クロムを含むもの） 以上　2種類	
許可期日	許可番号	有効期限
2022年12月26日	第02150010116号	2027年12月25日

三重県

許可の種類	許可品目	
産業廃棄物収集運搬業	汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。） （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）　以上 3 種類 ※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。	
許可期日	許可番号	有効期限
2024 年 3 月 1 日	第 02400010116 号	2029 年 2 月 14 日

静岡県

許可の種類	許可品目	
産業廃棄物収集運搬業	廃プラスチック類（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、鉱さい、ばいじん 以上　12 品目	
許可期日	許可番号	有効期限
2021 年 1 月 12 日	第 02201010116 号	2026 年 1 月 11 日

滋賀県

許可の種類	許可品目	
産業廃棄物収集運搬業	鉱さい （以上　1項目）	
許可期日	許可番号	有効期限
2024年3月15日	第02501010116号	2029年3月14日

許可の種類	許可品目	
特別管理産業廃棄物 収集運搬業	鉱さい（鉛を含むものに限る）／ばいじん（鉛を含むものに限る） （以上　2項目）	
許可期日	許可番号	有効期限
2023年4月4日	第02551010116号	2028年4月3日

3. 中間処理施設の概要

1) 破砕施設　設置場所　：東海市元浜町 60 番地 5
設置年月日　：2006 年 9 月 25 日
処理品目及び能力　：鉱さい
破砕 512 t /日（64 t ／時間）
分級 734.4t/日（91.8 t ／時間）
リサイクル率　：100%

2) 中間処理工程図（破砕及び分級）

破砕処理工程図

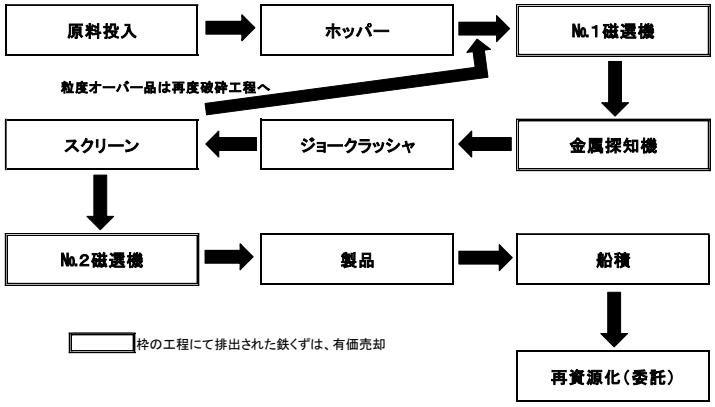

分級処理工程図

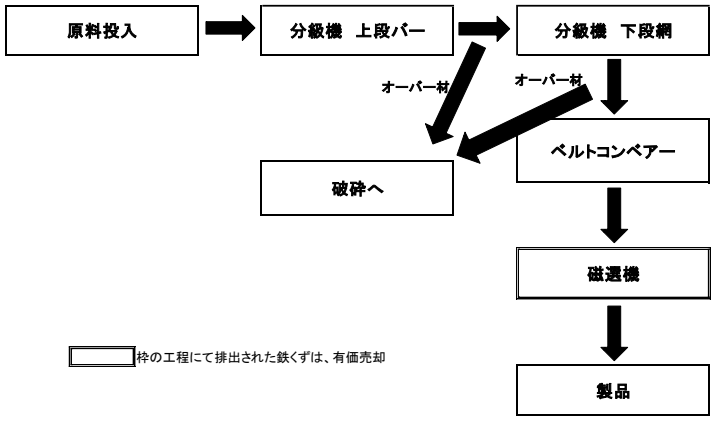

4. 保有車輌、重機及び設備

1) **車輌及び重機**

10ｔダンプ　　：7台
7ｔダンプ　　：2台
3ｔダンプ　　：1台
軽トラック　　：1台
ショベルローダ：3台
ユンボ　　：2台
フォークリフト：3台
乗用車　　：7台

2) **保有設備**

≪破砕施設≫　処理能力：512t／日(64t／時間)
原料ホッパー
バイブロフィーダ
ジョークラッシャ
スクリーン
金属探知機
№1 磁選機
№2 磁選機
№1～№5 ベルトコンベアー

≪分級施設≫　処理能力：734.4t／日(91.8t／時間)
分級機
ベルトコンベアー
磁選機

5. 有資格者

大型一種免許	13名	大型特種免許	4名
フォークリフト免許	15名	普通二種免許	1名
けん引免許	3名	玉掛け免許	4名
天井クレーン免許	4名	アーク溶接技能	2名
ガス溶接技能	4名	危険物取扱者丙種	1名
危険物取扱者乙四類	3名	車両系鉱山機械	3名
車両系建設機械	14名	安全衛生管理責任者	1名
安全運転管理者	1名	一般粉塵関係公害防止管理者	3名
安全衛生推進者	1名	小型移動式クレーン	1名

6. 対象範囲

1）認証、登録範囲　対象とする事業所：全組織・全活動
事業内容：鋳造用硅砂・各種硅砂販売
産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業
特別管理産業廃棄物収集運搬業
土壌汚染浄化に関するコンサルティング
及び輸送事業
バイオマス固形燃料販売

2）要員　全従業員

3）レポート対象範囲　2023 年 4 月～2024 年 3 月の 12 ヶ月間を活動期間としました。
次年度は、2024 年 4 月～2025 年 3 月とし
環境活動レポートを 5 月頃、発行します。

7. 環境経営方針

環境経営方針

基本理念

私達は、『循環型社会の構築を通して、人と社会に笑顔を創造する』をスローガンに掲げています。

かけがえのない地球を永続させるためにも、『人と地球のあいだに』立って行動する事により、持続可能なよりよい社会の実現に貢献していきます。

環境経営方針

1. 環境負荷の低減
   事業活動全般において、省資源・省エネルギーに努め、環境負荷の低減に取り組みます。

2. 環境法規等の遵守
   環境関連法規等、当社が合意するその他の合意事項を遵守致します。

3. 環境管理の推進
   環境方針・目標を全社員に周知させ、定期的に見直しを実施し継続的に環境活動を推進致します。

4. グリーン社会の実現に向け、下記項目に取り組み、持続可能な発展に貢献します。
   ・最適な再資源化（100%リサイクル）を提案致します。
   ・バイオマス燃料等の石炭代替燃料の普及に取り組みます。
   ・SDGｓの支援を宣言し、取り組みます。

制定　2013年10月1日
改定　2020年10月1日
株式会社　野間砂鉱業所
代表取締役　　都筑章

8. SDGs 宣言書

2020年10月1日

株式会社野間砂鉱業所SDGs宣言書

株式会社野間砂鉱業所は基本理念『循環型社会の構築を通して、人と社会に笑顔を創造する』をスローガンに掲げ、国際連合が提案するSDGs(持続可能な開発目標)に取り組みます。
このかけがえのない地球を永続させる為にも『人と地球のあいだに』立って活動する事により、持続可能なよりよい社会の実現に貢献していきます。

最新設備・トラック等を積極的に導入し、大気汚染及び騒音・振動の防止に取り組む

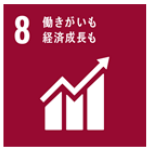

働きがいのある職場作り、及び継続的な雇用の確保に努める

エコアクション21の活動を通し、全従業員が環境保全に取り組む重要性を理解する

廃棄物の管理・処理を通し、環境負荷の軽減に努める

水使用量の削減活動を通し、世の中の安全な水の確保に努める

再資源化の推進により、廃棄物の削減に貢献する

事業活動におけるエネルギー使用量の削減を推進する

独自の管理方法で車両の燃費向上に努め、CO2の削減に取り組む

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

9. 環境組織

1）環境システム実施体制図

株式会社野間砂鉱業所　組織図

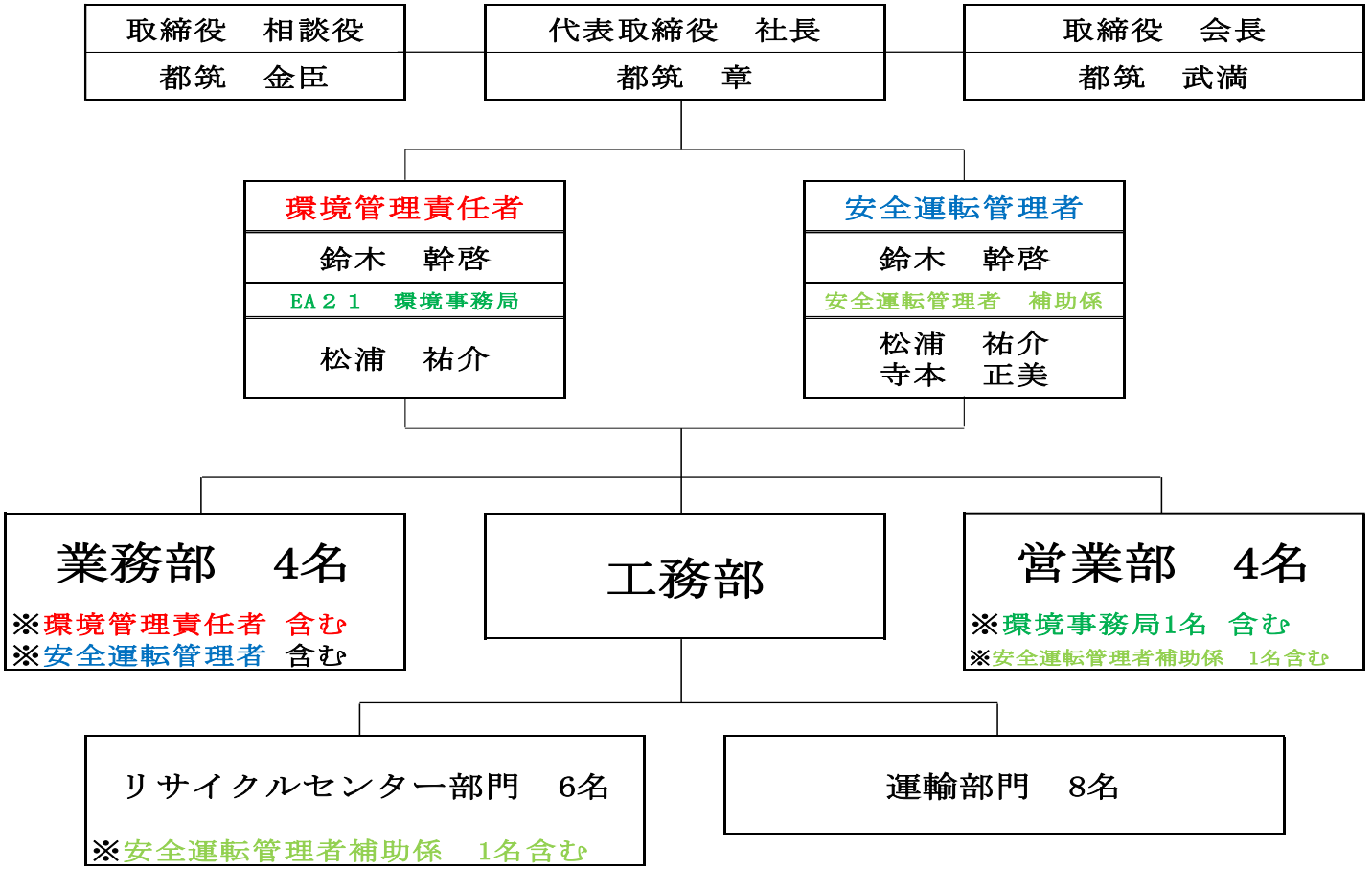

2）役割・責任・権限

役割	責任・権限
取締役相談役　及び　取締役会長	全体の見直し 資源の用意
代表取締役社長	環境経営方針の作成 環境管理責任者の任命 全体の見直し 資源の用意 環境管理システム策定に係る審議 環境活動レポートの確認
環境管理責任者（環境事務局）	環境目標・計画の作成及び推進 実施状況の確認 環境活動の取組結果の確認 環境教育の実施 実施計画の活動実施及び目的、目標達成の管理、報告 内外コミュニケーション審議 システム運用上の事務管理 文書の作成・管理 環境活動計画の実施における実績集計 環境活動レポートの作成
従業員	自主的・積極的に環境活動に参加し 目標達成するための推進・提案をする

10. 環境経営目標

Ⅰ. 基準値

項目	実績	基準年度	原単位	基準値	原単位使用
電力使用量	40,678kWh	2020 年	kWh/t	0.834	中間処理量を使用
	17,532.22kg-CO2		kg-CO2/t	0.36	(48,774.51t)
軽油使用量	152,319.33ℓ	2020 年	ℓ/t	3.02	収集運搬量を使用
	392,983.87kg-CO2		kg-CO2/t	7.8	(50,374.24t)
ガソリン使用量	6,783.2ℓ	2020 年	ℓ/t	0.134	収集運搬量を使用
	15,737.02kg-CO2		kg-CO2/t	0.31	(50,374.24t)
二酸化炭素排出量	426,253.11kg-CO2		kg-CO2/t	4.3	中間＋収運を使用 (99,148.75t)
水使用量	704.5 ㎥	2020 年	㎥	704.5	
一般廃棄物の削減	645.55kg	2022 年	kg	645.55	※5
廃棄物リサイクル率の向上	100%	2020 年	%	100	

※1. LPG は少量であるため除外とした

※2. 購入電力の換算指数は、0.406 を使用（2020 年度　中部電力ミライズ）

※3. 化学物質は、使用していないため、除外とした

※4. 2020 年度の見直しにより、2020 年度の実績値を基準値として再設定（全項目）

経緯

原単位（〇/ｔ）での活動のため、電力使用量の基準値だけ変えてしまうと
分母の値が項目によって食い違ってしまう
活動しやすくするため、基準年度・基準値を 2021 年度の実績値とした

※5. 2022 年度の見直しにより、2022 年度の実績値を基準値に再設定

Ⅱ．基準数値からの削減率

活動年度	電力	軽油	ガソリン	二酸化炭素排出量	水	一般廃棄物	リサイクル率
第 10 期 (2023/4～2024/3)	6.0	6.0	6.0	4.0	8.0	見直し	維持
第 11 期 (2024/4～2025/3)	8.0	8.0	8.0	6.0	10.0	2.0	維持
第 12 期 (2025/4～2026/3)	10.0	10.0	10.0	8.0	12.0	4.0	維持

Ⅲ．環境経営目標値の設定

項目	単位	基準値	第 10 期	第 11 期	第 12 期
電力使用量の削減	%	削減率	6.0	8.0	10.0
	kWh/t	0.834	0.784	0.767	0.750
	kg-CO2/t	0.36	0.34	0.33	0.324
軽油使用量の削減	%	削減率	6.0	8.0	10.0
	ℓ/t	3.02	2.84	2.78	2.71
	kg-CO2/t	7.8	7.33	7.17	7.02
ガソリン使用量の削減	%	削減率	6.0	8.0	10.0
	ℓ/t	0.134	0.126	0.123	0.12
	kg-CO2/t	0.31	0.29	0.29	0.28
二酸化炭素排出量の削減	%	削減率	4.0	6.0	8.0
	kg-CO2/t	4.3	4.13	4.04	3.95
水使用量の削減	%	削減率	8.0	10.0	12.0
	㎥	704.5	648	634	619.9
一般廃棄物の削減	%	削減率	見直し	2.0	4.0
	kg	645.55	645.55	632.6	619.7
環境配慮項目（廃棄物リサイクル率 100%）	%	100	維持	維持	維持

11. 環境経営計画

①二酸化炭素排出量の削減

Ⅰ．電　力　使　用　量　の　削　減	
中間処理センター （管理責任者：リサイクルセンター長）	・毎月の電気使用量の把握 ・昼休憩時の消灯の励行 ・不要箇所の電源オフ及び消灯の徹底
営業事務所 （管理責任者：業務部）	・冷暖房使用時の温度設定を標準化 （夏季：28℃　冬季：20℃） ・昼休憩時の消灯の励行 ・不要箇所の電源オフ及び消灯の徹底
資材置き場 （管理責任者：運行管理責任者）	・不要箇所の電源オフ及び消灯の徹底
Ⅱ．軽　油　使　用　量　の　削　減	
重機 （管理責任者：リサイクルセンター長）	・エコドライブの励行 ・アイドリングストップの励行 ・日常の車両整備、点検の励行
現場車輌 （管理責任者：運行管理責任者）	・エコドライブの励行 ・アイドリングストップの励行 ・タイヤの空気圧等の日常点検の励行 ・運行経路のブラッシュアップ
Ⅲ．ガ　ソ　リ　ン　使　用　量　の　削　減	
・エコドライブの励行 ・アイドリングストップの励行 ・タイヤの空気圧等の車両整備、点検の励行	

②総排水量の削減

・隔月の水使用量の把握
・節水の呼びかけ
・洗車時、ジェット洗浄装置の使用

③一般廃棄物の削減

・分別の徹底
・再使用の推進
・再資源化の推進

④廃棄物のリサイクル率向上

・手順書の作成、管理（再資源化率 100%維持に関する手順書）
・客先での分別の徹底
・成分試験の実施

12. 運用期間における、環境経営目標の実績

	単位	目標	実績	評価
電気使用量の削減	kWh/t	0.784kWh/t	0.762kWh/t	○
軽油使用量の削減	ℓ/t	2.84ℓ/t	3.05ℓ/t	×
ガソリン使用量の削減	ℓ/t	0.126ℓ/t	0.134ℓ/t	×
二酸化炭素排出量の削減	kg - CO2/t	4.13 kg - CO2/t	4.3 kg - CO2/t	×
水使用量の削減	㎥	648 ㎥	475.5 ㎥	○
一般廃棄物の削減	kg	645.55 kg	630.3 kg	○
廃棄物リサイクル率の向上	%	100%維持	100%	○

※二酸化炭素総排出量：456,492.60 kg - CO2

2023 年度　各実績の計算根拠

電気使用量（kWh/t）　：39,820kWh / 52,257.7t = 0.762kWh/t

軽油使用量（ℓ/t）　：164,147.04ℓ / 53,838.44t = 3.05ℓ/t

ガソリン使用量（ℓ/t）　：7,246.58ℓ / 53,838.44t = 0.134ℓ/t

二酸化炭素排出量　：456,478.34kg - CO2 /　（52,257.7t+53,838.44t）
（kg – CO2/t）　　= 4.3kg – CO2/t

※ガスの使用量が少量の為、二酸化炭素総排出量には含まれていますが
　原単位の計算式からは除外しています。

13. 環境経営計画　項目別の評価と次年度への取組み

項目	達成状況	前年からの増減率	評価	次年度への取り組み
電力使用量	達成	使用量：－5.8% 原単位：－7%	事務所の低圧動力が増えてしまったものの、全体的に下げることができた。	エアコンの運転方法を見直して低圧動力の削減を図るとともに、全体的に更なる節電を目指して、且つ中間処理量を今年度よりも増やせるよう活動していく。
軽油使用量	未達成	使用量：－1.7% 原単位：＋2.3%	使用量はほぼ横ばいであったが、収集運搬量が約 4%の減少となり原単位目標は未達となった。	省燃費運転の励行は勿論だが、運行経路の見直しを図り、より効率よく運搬できないか考えていく。
ガソリン使用量	未達成	使用量：＋6.1% 原単位：＋10%	長距離出張等、営業車を使用する機会が前年度に比べて大幅に増えたために使用量が増えた。また扱い量が減少したので原単位目標についても未達であった。	今後もエコドライブの励行に努めていくとともに、扱い量を増やせるよう活動していく。
水使用量	達成	－6.1%	洗車時における使い分けや日頃の節水が功を奏し、目標達成となった。	事務所と資材置き場については、現状の使用量を維持又は更なる節水を目指し中間処理施設については、処理量を増やしながらも使用量を抑えられるような方法がないか考えていく。
一般廃棄物排出	達成	－2.3%	可燃物の排出量が若干増えたものの新聞紙、段ボール、ペットボトルをエコステーションに持ち込むようにしたため全体的に下げることができた。	今後も引き続き廃棄物の削減に取り組んでいく。 可燃物をより削減できるよう考えていく。
廃棄物 リサイクル率向上	維持	維持	自社での成分分析や分別はもちろんだが客先でも、営業を通して実施しており常に高品質を維持している。	今後も引き続き高品質を維持できるよう心がける。

14.　環境経営計画における主要な取り組み

安全講習会（トラック）

初開催：2014 年 1 月 25 日
次　回：2023 年 5 月 2 日

目的：日常点検方法の再認識、トラック運転中の死角について

講習時の様子

省燃費・安全講習会（重機）

初開催：2014 年 1 月 6 日
次　回：2024 年 4 月予定

目的：安全意識の徹底（災害事例、死角等）、省燃費運転

講習時の様子

救急救命講習

初開催：2015 年 8 月 8 日
次　回：未定

目的：AED の使用方法、心肺蘇生法など救命に関する技術の習得
　　消火器の使用方法習得

※2017 年 5 月 1 日開催の講習にて
　弊社が「救急救命協力施設」に認定（施設証を掲示）
　全社員 20 名中、17 名が「普通救命講習Ⅱ」の資格を取得（2 年毎の更新）

講習時の様子

安全講習

初開催：2010 年 6 月 1 日
開催日：2024 年 4 月予定

目的：　運転手には安全運転に対する意識を、リサイクルセンターの作業員
　　には安全作業に対する意識を、他社の事例を交えながら教育

講習時の様子

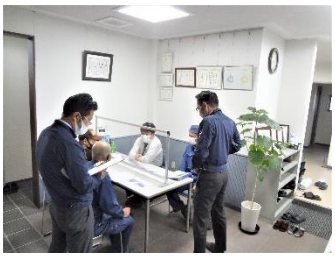

運転手の安全講習

中間処理施設の安全講習

外部講習一覧

日付	受講項目	参加人数
2023/8/8・9	化学物質管理者講習	1名
2023/8/29	安全運転管理者講習	1名
2023/9/5	保護具着用管理責任者教育	1名
2023/11/21	リスクアセスメント出前講座	1名
2023/11/21	労働災害防止推進計画　講習	1名

15. 環境関連法規等の遵守状況及び違反・訴訟の有無

遵守状況の確認日：2024 年 5 月 31 日

環境関連法規	当社の遵守事項	備考	遵守
騒音規制法	規制基準の遵守	中間処理施設の届出	○
振動規制法	規制基準の遵守	中間処理施設の届出	○
大気汚染防止法	対象施設の規模の遵守	中間処理施設及び資材置き場の届出	○
廃棄物処理法	産業廃棄物処理基準の遵守	〃	○
	一般廃棄物処理基準の遵守	〃	○
	契約書の保管	〃	○
	管理帳簿の備え付け・保管	〃	○
	再委託の禁止	〃	○
	名義貸しの禁止	〃	○
	不法投棄の禁止	〃	○
	焼却の禁止	〃	○
	許可証の有効期限の遵守（収運・処分）	〃	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法令施行規則	電子マニフェストを使用する際の車両に備え付ける書類	事務所	○
	産業廃棄物管理票等状況報告書について	事務所	○
自動車リサイクル法	自動車の引き渡し・廃棄義務の遵守	現場	○
浄化槽法	浄化槽の運用・管理、定期検査	事務所	○
自動車 NOx・PM法	適合車の採用	現場	○
フロン排出抑制法	業務用エアコン、冷蔵庫等の適正な管理 重機のエアコンの適正な管理	事務所及び現場	○
家電リサイクル法	特定家庭用機器の廃棄義務	事務所	○
リサイクル法	コピー機・パソコン等のメーカーへの返却	事務所	○
廃物の適正な処理の促進に関する条例	現地視察の実施・不適正時の届出	現場	○
	県外搬入届出書の提出	事務所	○
県民の生活環境の保全等に関する条例	アイドリングストップの励行	現場	○
	粉塵の低減	現場	○

・環境関連法について、チェック表により、確実に法規を遵守している事を
確認しました。
また、過去 3 年間において関係各機関から特に指摘や指導などはなく
訴訟も 1 件もありませんでした。

16. 代表者による全体の評価と見直し結果

環境経営方針について

環境方針については、各自が方針に従って行動しているため
変更は行わない。

環境目標・環境経営活動計画について

今年度は、ガソリン以外の項目については使用量がマイナスとなったが
原単位で見ると、軽油とガソリンがプラスとなり目標未達となってしまった。
中間処理量がほぼ横ばいの 1.5%プラス、収集運搬量が 4%マイナスと
伸び悩んだためである。
次年度について、中間処理量及び収集運搬量を増やしつつ
節電や省燃費運転を継続して、原単位の目標達成に向け活動していくよう
指示した。

次年度の目標については、以下のように設定し活動していくこととする。
軽油、ガソリン、CO2：第 10 期目標を維持して活動
電気、水、一般廃棄物：第 11 期目標にて活動

環境経営システムについて

環境関連法規及びその他要求事項について遵守されており
また、外部からの苦情や要望なども無いので変更は行わない。

見直し日：2024 年 5 月 31 日

17. 環境に関する法改正等、周囲の動き

① 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の公布について
URL env.go.jp/press/press_02672.html

2024 年 4 月 1 日より、水質汚濁防止法に基づく排出水の排出及び地下浸透水の規制のうち、六価クロム化合物の基準が強化される。

≪背景≫
2022 年 4 月、公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準項目である「六価クロム」の環境基準値の見直し状況を踏まえ、水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法に基づく排出水の排出及び地下浸透水の規制に係る基準を定めている省令に関して改正された。

≪改正の概要≫

(1)水質汚濁防止法施行規則の改正（2024.4.1～）

	改正前	改正後
地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準	0.05 mg/L	0.02 mg/L

(2)排水基準を定める省令の改正（2024.4.1～）

	改正前	改正後
排水基準を定める省令において定める排水基準	0.5 mg/L	0.2 mg/L

【暫定排水基準の適用について】
「電気めっき業」に属する特定事業場からの排出水には、暫定排水基準が適用される。
暫定排水基準値及び期間は次のとおり。

業種	暫定排水基準	猶予期間
電気めっき業	0.5 mg/L	３年間

② 産業廃棄物である小型充電式電池の取り扱いについて
URL https://www.pref.aichi.jp/soshiki/junkan/kogatadenchi.html

従前の取り扱い

産業廃棄物である小型充電式電池（リチウムイオン電池、ニカド電池及びニッケル水素電池）の品目について大型・小型問わず以下の通り扱っている

⑴ リチウムイオン電池
汚泥、廃プラスチック類、金属くず及び特別管理産業廃棄物の引火性廃油
⑵ ニカド電池及びニッケル水素電池
汚泥、廃プラスチック類、金属くず及び特別管理産業廃棄物の腐食性廃アルカリ

品目の変更について（2024.3.1 以降）
産業廃棄物である充電式電池のうち、小型充電式電池（資源有効利用促進法施行令で定める密閉型蓄電池）のリチウムイオン電池、ニカド電池及びニッケル水素電池の品目を「汚泥、廃プラスチック類、金属くず」に変更する

なお、車載用や定置用等の大型の蓄電池については、電池内部に封入されている電解液の絶対量が多く、小型充電式電池よりも発火等の事故発生リスクが大きいと考えられることから、従前のとおり特別管理産業廃棄物を含むものとして取り扱う